資料６

西普天間住宅地区の土地利用に関する考え方

Ⅰ．西普天間住宅地区の土地利用に関する考え方

Ⅱ．斜面緑地（喜友名部分）おける急傾斜部分（約7ha）の土地取得の実施検討

- 利活用が困難な急傾斜の約7haは、一括交付金を活用して返還までに本市の財政状況を考慮しながら可能な限り土地取得の実施を検討
- 返還（平成26年度末）まで期間が短く、取得に係る財政負担（約２８億円）も大きいことから、本市のみで取得できない分については国、県の支援が必要

Ⅲ．跡地利用の先行モデルとしての新たな都市機能の導入

- 跡地振興の原動力となるような「医療、福祉、防災、交流、観光」を取り入れた都市機能の導入に向け、国の強力なサポートが必要

Ⅳ．今後の取り組み

- 土地利用のゾーニングについては、上位計画や現在集計中のアンケートの調査結果等も踏まえ、具体的なゾーニングを作成する予定